

毎週火、金曜日発行（但休日）に当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県条例第二十八号

鳥取県条例の一部を改正する条例

鳥取県条例（昭和二十九年五月鳥取県条例第二十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第六号中「地方税法（以下「法」という。）」を「地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号。以下「法」という。）」に改める。

第五条第一項中「同施行令」を「地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号。以下「施行令」という。）」に、「同施行規則」を「地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号。以下「総理府令」という。）」に改める。

第六条中「同施行令」を「施行令」に、「同施行規則」を「総理府令」に改める。

第十七条の次に次の一条を加える。

（納付又は納入の委託）

第十七条の二 納税者又は特別徴収義務者がその未納に

目次

- ◇ 条例 鳥取県条例の一部改正
- ◇ 告示 種畜証明書書の書換交付
- 自衛官（陸上、海上、航空）の募集
- 県税外入金徴収吏員証の交付
- 県税外入金滞納者財産差押証の交付
- 医務関係の当該吏員証の返納
- ひな白痢病検査の実施
- ◇ 教委告示 臨時教育委員会の招集
- ◇ 人委告示 不利益処分審査の審理に関する公開口頭審査

条 例

鳥取県条例の一部を次のように改正する。

昭和三十年九月九日

係る徴収金を納付し、又は納入することを委託するため、知事が定める有価証券を徴税吏員に提供した場合においては、徴税吏員は、当該証券により最近において取立が確実と認められるときに限り、その取り立てることができる金額をもつて当該納付し、又は納入することの委託を受けるものとする。この場合において、取立のため費用を要するものにあつては、納税者又は特別徴収義務者は、当該費用に相当する金額をあわせて提供しなければならない。

2 徴税吏員は、前項の委託を受けたときは、総理府令で定める様式による納付受託証書又は納入受託証書を納税者又は特別徴収義務者に交付しなければならない。

3 徴税吏員は、第一項の委託を受けた場合において必要があるときは、知事が定める金融機関に再委託することができる。

4 徴税吏員は、第一項の委託を受けた場合においては、その委託に係る有価証券により取り立てることができる金額に相当する徴収金については、その委託を受け

ている期間は、督促又は滞納処分をすることができない。

5 第一項の委託を受けた日前に財産の差押があつた場合において、当該委託によりその必要がないと認められるに至つたときは、その認められる限度において、当該差押を解除しなければならない。

第十九条中「金額は、当該徴収金の過納又は誤納であることが納税者又は特別徴収義務者の責に帰すべき事由に因るとき、又はその額が」を「金額が」に改める。

第二十四条中「四錢」を「三錢」に改める。

第三十条第一項中「百分の五」を「百分の六」に改め、同条第二項中「第三項」を「第四項」に改める。

第三十一条第二項中「当該年度の四月三十日」を「各市町村に配賦すべき当該年度の所得割の課税総額の決定の日」に、「人口に」を「区域ごとの当該年度の前年度分の県民税の所得割の課税総額の合計額により」に改め、同条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同条第四項中「前三項」を「前四項」に改め、同条に第三項とし

て次のように加える。

3 前二項の規定により各市町村に配賦すべき当該年度の所得割の課税総額を決定した後配賦の日までの間に於いて市町村の廢置分合又は境界変更があつた場合におきては、当該廢置分合又は境界変更後存続する市町村（以下「存続市町村」という。）の所得割の課税総額は、前二項の規定により決定した所得割の課税総額を当該廢置分合又は境界変更に係る区域の当該年度の前年度分の県民税の所得割の課税額の合計額によりあ、ん、分して定めるものとする。但し、知事は特別の事情があると認める場合においては、関係市町村の長の意見を聞いて当該廢置分合又は境界変更前の市町村（以下「従前の市町村」という。）に係る所得割の課税総額を当該廢置分合又は境界変更に係る区域ごとの当該年度の前年度の県民税の所得割の納税義務者数又は所得税額その他これらに準ずる基準によつてあ、ん、分して定めることができる。

第三十三条中「所得割の課税総額」の下に「（存続市

町村にあつては従前の市町村の所得割の課税総額として配賦された額について施行令第七条の二の規定により調整した額を従前の市町村から承継するものとされる額をいう。）を加え、「この場合において、小数点以下第二位未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。」を削り、同条に次の四項を加える。

2 所得割の課税総額の配賦を受けた後において、市町村の廢置分合又は境界変更があつた場合における存続市町村にあつては、従前の市町村が従前の市町村の所得割の課税総額の配賦額について決定した所得割の税率がある場合において、存続市町村が従前の市町村の区域について従前の市町村の条例に定める市町村民税の所得割の課税標準又は税率を変更しないものとしたときは、従前の市町村が決定した県民税の所得割の税率を存続市町村における当該従前の市町村の区域の所得割の税率とする。

3 所得割の課税総額の配賦を受けた後において、市町村の廢置分合又は境界変更があつた場合における存続

市町村にあつては、従前の市町村が従前の市町村の所得割の課税総額の配賦額について決定した所得割の税率がある場合において、存続市町村が従前の市町村の区域について従前の市町村の条例に定める市町村民税の所得割の課税標準又は税率と異なる課税標準若しくは税率を定めたとき、又は従前の市町村が従前の市町村の所得割の課税総額の配賦額について所得割の税率を決定していないときは、存続市町村が従前の市町村から承継した所得割の課税総額のうち当該区域に係る額を当該区域の当該年度分として存続市町村が徴収すべきものとして決定した市町村民税の所得割額の合計額で除して得た率をもつて、当該存続市町村の当該区域の所得割の税率とする。

4 市町村の廃置分合又は境界変更があつた場合において、存続市町村が町村合併促進法（昭和二十八年法律第二百五十八号）第十四条の規定に基いて従前の市町村の区域において当該存続市町村の条例の定めるところによつて市町村民税の所得割について不均一の課税

をするものとしてしている場合は、当該存続市町村の条例の定めるところにより、当該存続市町村に係る所得割の課税総額を基礎として第三十一条第一項に定める方法に準じて当該区域ごとの所得割の課税総額を算定し、当該算定額について知事の承認を受けた後、当該所得割の課税総額を当該区域に係る当該存続市町村の当該年度分として決定した市町村民税の所得割の合計額で除して得た率をもつて当該区域に係る当該存続市町村の所得割の税率とする。但し、所得税額を課税標準として市町村民税の所得割を課する区域については、当該区域ごとに算定された所得割の課税総額に代えて当該区域に係る当該存続市町村の当該年度分の市町村民税の課税標準となるべき所得税額に第三十条第一項の率を乗じた額をもつて当該区域に係る所得割の課税総額とすることができる。

5 前各項の場合において、小数点以下第二位未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

第三十七条第一項中第五号を削る。

第三十九条中「百分の五」を「百分の五、四」に改める。

第四十六条第一項中「及び生命保険業」を「、生命保険事業及び損害保険事業」に改める。

第四十九条第二項中「及び生命保険業」を「、生命保険事業及び損害保険事業」に改める。

第五十条第一号中「又は生命保険業」を「、生命保険事業及び損害保険事業」に改め、同条に次の一項を加える。

2 他の二以上の都道府県においても事務所又は事業所を設けて事業を行う法人（特別法人を除く。）で資本又は出資の金額が五百万円以上のものが行う事業に対する事業税の税率は、前項第二号の規定にかかわらず、所得及び清算所得の百分の十二とする。

第五十七条中「但し、当該年の一月一日から十二月三十一日までの間」を「但し、年の中途」に改める。

第五十八条を次のように改める。

（個人の事業税の賦課徴収に関する申告義務）

第五十八条 個人の行う事業に対する事業税の納税義務者で次に掲げるものは、五月三十一日（年の中途において事業を廃止した個人は、事業廃止の日後一月を経過した日の前日）までに前年中（年の中途において事業を廃止した個人にあつては、前年中及び当該年の一月一日から事業廃止の日までの期間をいう。以下本項において同じ。）に行つていた事業に関する收支を計算した所得金額の明細書を添付し、事業の種類、前年中に有していた事務所又は事業所の名称及び所在地並びに事業の所得その他必要な事項を記載した申告書を知事に提出しなければならない。

一 青色申告書（所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）第二十六条の三に規定するものをいう。）を提出する者で輸出所得の特別控除（租税特別措置法（昭和二十一年法律第十五号）第七条の六に規定するものをいう。）を受けるもの

二 医業等（法第七十二条第六項第一号から第五号に掲げるものをいう。）を行う者で社会保険診療に係

る収入（法第七十二条の十七第一項但書後段に規定する支払を受けた金額をいう。）があるもの
三 事業税を課されない事業とその他の事業とをあわせて行う者
四 所得税法第九条第三号及び第四号に規定する不動産所得及び事業所得に係る課税標準について税務官署に申告しなかつた者
五 所得税法第二十六条の規定により税務官署に申告したが、前号の不動産所得及び事業所得から同法第十一條の三から第十二条までに規定する控除額を控除することにより納付すべき所得税額がなくなる者
第六十二条の次に次の一条を加える。

（不動産取得税の免税点）

第六十二条の二 不動産取得税の課税標準となるべき額が、土地の取得にあつては一万円、家屋の取得のうち建築に係るものにあつては一戸につき十万円、その他ものにあつては一戸につき五万円に満たない場合に
おいては、不動産取得税を課することができない。

2 土地を取得した者が当該土地を取得した日から一年以内に当該土地に隣接する土地を取得した場合又は家屋を取得した者が当該家屋を取得した日から一年以内に当該家屋と一構となるべき家屋を取得した場合においては、それぞれその前後の取得に係る土地又は家屋の取得をもつて一の土地の取得又は一戸の家屋の取得とみなして、前項の規定を適用する。
第七十二条中「百分の五」を「百分の八」に改める。
第七十九条の次に次の一条を加える。

（娯楽施設利用税の課税免除）

第七十九条の二 学校教育法（昭和二十三年法律第二十六号）第一条に規定する学校の教員の引率により、当該学校における教育に資するため、当該学校の学生、生徒又は児童にスケート場の施設を利用させようとする者があらかじめ知事の承認を受けた場合においては、当該利用に対しては、娯楽施設利用税を課さないものとする。

2 前項の承認を受けようとする場合においては、学校

の代表者又はその指定する教員は施設を利用する日前三日までに次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- 一 学校の所在地、名称及び代表者又はその指定する教員の氏名
- 二 利用者の学年別人数
- 三 利用する施設の所在地 種類及び名称
- 四 利用料金及びその総額
- 五 利用の年月日
- 六 前各号に掲げるものを除く外、知事において必要があるとする事項

第七十七条中「自動車税」を「軽自動車に対する自動車税」に改め、同条第三項中「自動車の前部の窓ガラス又は前部の窓ガラスのない場合においては車体の前部の見やすい箇所」を「軽自動車の見やすい箇所」に改める。
第二百二十五条第一号中「当該年度の初日の属する年の前年分の所得税を納付する義務を有しない者」を「所得について所得税法第九条に規定する総所得金額が、同法

第十一條の三から第十二条までに規定する控除額に満たない者」に改める。

第二百二十九条中「法第三百四十九條の三」を「法第三百四十九條の四」に、「法第三百四十九條又は法第三百四十九條の二」を「法第三百四十九條の二又は第三百四十九條の三」に改める。

第一様式、第二号様式、第三号様式、第十三号様式、第十四号様式、第十五号様式及び第二十三号様式中「四錢」を「三錢」に改め、第二十一号様式、第二十二号様式、第二十四号様式及び第二十五号様式中「⁴10,000」を「³10,000」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（新条例の適用区分）

2 この条例による改正後の条例（以下「新条例」という。）の規定は、この附則において特別の定があるも

のを除く外、県民税のうち個人の県民税に関する部分は昭和三十一年度分の県民税から、法人税割に関する部分は昭和三十年七月一日の属する事業年度以降の事業年度分及び同日以後の解散又は合併による清算所得に対する法人税額に係る県民税（清算中の事業年度に係る法人税額及び残余財産の一部の分配により納付すべき法人税割を含む。）から事業税のうち法人の行う事業に対する事業税に関する部分は昭和三十年七月一日の属する事業年度以降の事業年度分及び同日以後の解散又は合併による清算所得に対する事業税（清算中の事業年度に係る事業税及び残余財産の一部の分配により納付すべき事業税を含む。）から、不動産取得税に関する部分は昭和三十年八月一日から、娯樂施設利用税に関する部分は昭和三十年十月一日から、その他の部分は昭和三十年年度分の県税から適用する。

（還付又は充当加算金に関する規定の適用）

3 新条例第十九条の規定は、昭和三十年八月一日以後において還付し、又は充当すべき額について適用する。

但し、当該額で昭和三十年七月三十一日以前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

（県民税に関する規定の適用）

4 新条例第三十一条第三項、第三十三条第二項及び第三項の規定は昭和三十年八月一日以後において市町村の廢置分合又は境界変更が行われる市町村については適用し、新条例第三十三条第四項の規定は昭和三十年八月一日前において市町村の廢置分合又は境界変更が行われた市町村についても適用する。

5 昭和三十一年度に限り、新条例第三十条第一項の規定中「百分の六」とあるのは「百分の五、五」と読み替えるものとする。

6 昭和三十年年度分の県民税については、この条例による改正前の条例第三十七条の規定は、なお、効力を有する。

7 法人の昭和三十年七月一日から同年九月三十日まで間に終了する事業年度分の県民税及び当該期間内における解散又は合併による清算所得に対する法人税額

に係る県民税に限り、新条例第三十九条中「百分の五、四」とあるのは「百分の五、三」と読み替えるものとする。

（事業税に関する規定の適用）

8 新条例第五十八条の規定は、昭和三十一年度分の個人の事業税から適用する。

（固定資産税に関する規定の適用）

9 固定資産税の課税標準の算定について地方税法の一部を改正する法律（昭和三十年法律第百十二号）附則第二十二項から附則第二十七項の規定の適用がある場合においては、新条例第二百二十九条中「法第三百四十九条の四の規定」とあるのは「法第三百四十九条の四及び地方税法の一部を改正する法律附則第二十二項から附則第二十七項までの規定」と読み替えるものとする。

（県たばこ消費税に関する規定の適用）

10 新条例第七十二条の規定は、昭和三十一年三月一日以後小売人又は国内消費費用として直接消費者に売り渡

される製造たばこについて適用するものとし、同日前に係る分については、なお、従前の例による。

（延滞金額に関する規定の適用）

11 新条例第二十四条の規定は、昭和三十年八月一日以後に納付し、納入し、又は徴収する延滞金額について適用する。但し、当該延滞金額で昭和三十年七月三十一日以前の期間に対応するものについては、なお、従前の例による。

12 昭和三十年七月三十一日以前に納付又は納入の告知をした延滞金額については、当該告知の日において前項の規定により徴収すべき金額につき当該告知をしたものとみなす。

（従前の県税に関する経過措置）

13 県民税のうち、個人の県民税にあつては、昭和三十年年度分以前の分、法人の県民税にあつては、昭和三十年七月一日の属する事業年度の直前の事業年度以前の分及び同日前の解散又は合併による清算所得に対する法人税額に係る県民税、事業税のうち、法人の行う事

業に対する事業税にあつては昭和三十年七月一日の属する事業年度の直前の事業年度以前の分及び同日前の解散又は合併による清算所得に対する事業税に係る分、個人の行う事業に対する事業税にあつては昭和三十年度分以前の分、不動産取得税にあつては昭和三十年七月三十一日以前の分、娯楽施設利用税にあつては昭和三十年十月一日以前の分及びその他の県税で昭和二十九年年度分以前の分については、なお、従前の例による。

告示

鳥取県告示第四百三十四号

次の種畜につき種畜証明書の書換交付をした。

昭和三十年九月九日

鳥取県知事 遠藤 茂

種畜証明書 番号	名号	品種	旧飼養者住所 氏名	新飼養者住所 氏名
昭三〇鳥地 第一五号	花政	黒毛 和種	鳥取県東伯郡 東伯町 松田 政知	鳥取県倉吉市 福本 松島 巖

鳥取県告示第四百三十五号

自衛官（陸上、海上、航空）の増員並びに欠員補充に伴う募集のため、昭和三十年度第二次募集について次のとおり定める。

昭和三十年九月九日

鳥取県知事 遠藤 茂

- 一 募集期間 昭和三十年九月十二日から十月十一日まで
 - 二 募集年令 昭和六年一月二日から昭和十三年一月一日までに生まれた男子（昭和三十一年一月一日現在十八才以上二十五才未満のもの）
 - 三 志願票提出 志願者の現住所の市町村役場
 - 四 試験期日 十月二十一日から十一月六日までのいずれか一日
 - 五 試験場所 鳥取市、倉吉市、米子市の三箇所
- なお試験の日時、試験場は試験期日前に志願者に通知する。

鳥取県告示第四百三十六号

督促手数料及び延滞金等徴収規則（昭和二十七年十二月鳥取県規則第三百号）第十三条の規定による県税外収入金を徴収する者の身分を示す証票を次のように交付した。

昭和三十年九月九日

鳥取県知事 遠藤 茂

番号	職名	氏名
第一二六号	鳥取県事務吏員	原田 増藏
第一二七号	"	兜金庄太郎
第一二八号	"	谷口 欣司

鳥取県告示第四百三十七号

督促手数料及び延滞金等徴収規則（昭和二十七年鳥取県規則第三百号）第十三条の規定による県税外収入金の滞納処分を行う者の身分を示す証票を次のように交付した。

昭和三十年九月九日

鳥取県知事 遠藤 茂

番号	職名	氏名
第一二六号	鳥取県事務吏員	原田 増藏
第一二七号	"	兜金庄太郎
第一二八号	"	谷口 欣司

鳥取県告示第四百三十八号

次のように当該吏員の身分を示す証票の返納があつた。

昭和三十年九月九日

鳥取県知事 遠藤 茂

証票の種類	番号	返納月日	職名	氏名
あん摩師、はり師きゆう師及び柔道整復師法第十条に基づくもの	第一三三号	昭和三十年八月十日	主事	鈴木光男
診療エックス線技師法第二十七条に基づくもの	第一四四号	"	"	鈴木光男

鳥取県告示第四百三十九号

次のようにひな、白痢検査を実施するから家畜傳染病予防

法（昭和二十六年法律第六十六号）第六条の規定に鶏の所有者に対して検査をうけることを命ずる。

昭和三十年九月九日

鳥取県知事 遠藤 茂

- 一 実施の目的 びな、白痢予防のため
- 二 実施の区域 別表のとおり
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲 鶏
- 四 実施の期日 別表のとおり
- 五 検査、注射の別及びその方法 ひな、白痢急速凝集反応

別表

実施期日	実施場所
九月十二日	岩美郡岩美町陸上 寺谷養鶏場
"	" 大谷 田中"
" 十三日	" 新井 榎本"
" 十四日	福部村海士 井手野"
"	細川 横山"

"	十五日	鳥取市古郡家	雨河"
"	"	"	西川"
"	"	中大路	山崎"
"	十六日	行徳	山下"
"	"	八頭郡安部村安井	中村"
"	"	"	小林"
"	"	"	西尾"
"	十九日	用ヶ瀬町赤波	沢田"
"	"	"	田淵"
"	十六日	気高郡気高町山宮	山本"
"	"	郡家	佐藤"
"	二十六日	鹿野町岡木	石井"
"	"	"	徳岡"
"	"	気高町高江	幸山"
"	二十七日	青谷町北河原	田中"
"	"	岩美郡宇倍野村国分寺	米村"
"	二十八日	"	横川"
"	"	"	西村"

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第三十九号

臨時教育委員会を次のとおり招集する。

昭和三十年九月九日

鳥取県教育委員会委員長 河合 弘道

一日 時 昭和三十年九月九日 午前十一時

一 会場 鳥取県教育委員会 会議室

一 議題 1 定例報告

2 教職員への給与について

人事委員会告示

人事委員会告示第三号

元鳥取県技術吏員田中頼正の提起に係る不利益（免職）処分審査に関する公開口頭審理を次のとおり行う。

昭和三十年九月九日

鳥取県人事委員会

日時 昭和三十年九月十六日（金曜日）午前 十時

昭和三十年九月十九日（月曜日）午前 十時

昭和三十年九月二十日（火曜日）午前 十時

場所 鳥取市西町八九

県立鳥取図書館講堂